

一関市保健センター条例施行規則の一部を改正する規則

改正前			改正後		
別表（第10条関係）			別表（第10条関係）		
利用区分	単位	使用料	利用区分	単位	使用料
電気器具等（500w以上のものに限る。）	<u>1回につき消費電力 量1kWhまで</u>	50円	電気器具等（消費電力の合計が500Wを超える場合に限る。）	<u>コンセント1か所につき1時間（コンセント1か所当たりの消費電力は1500Wまでとする。）</u>	50円
（ ）を持 込使用する場合の電 気料金	<u>1回につき消費電力 量1kWhを超える場 合</u>	<u>3kWhまでは100円と し、3kWh増えるごと に50円を加算する。</u>	（ ）を持 込使用する場合の電 気料金		
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。